

手話奉仕員養成講座（入門課程） 受講者を募集します

この講座は初めて手話を学ぶ方を対象としています。小松島市在住・在勤の高校生以上の方で、手話奉仕員養成講座【基礎課程】（平成31年度開催予定）を続けて受講できる方を募集（20名程度）します。

【日程】平成30年11月10日（土）

～平成31年1月26日（土）

※毎週土曜日実施

【時間】午後1時30分～午後4時45分

※時間は回により変更あり

【会場】市総合福祉センター

【受講料】無料

（テキスト代の一部は自己負担）

【申込締切日】10月30日（火）

【お問い合わせ・申込先】

特定非営利活動法人ともろう

FAX 38・1119

Mail:tomorou.tomo@softbank.ne.jp

（FAXおよびメールでのお申し込みが難しい方は ☎090・9450・1060まで）



平成31年度より、すべての事業主が従業員の個人住民税を特別徴収します

徳島県と県内全市町村は、平成31年度より個人住民税の特別徴収徹底のため普通徴収該当理由「徳島県統一基準」（下表参照）に該当する場合を除き、事業主が従業員の個人住民税について特別徴収を実施します。

特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税+県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。

徳島県統一基準

平成31年度（平成30年分）の給与支払報告書の提出時から、原則、すべての従業員の方が特別徴収の対象となります。ただし、下表の基準（普Aから普E）のいずれかに該当する場合は、例外的に普通徴収（従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法）となる場合があります。

■ 普通徴収該当理由「徳島県統一基準」

略号	普通徴収該当理由
普A	受給者総人員数が2人以下 (他市町村分も含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数が2人以下)
普B	他の事業所で特別徴収をされている方（例：乙欄該当者）
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去り（給与天引き）ができない方 (前年の年間給与支払額が93万円以下)
普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
普E	退職又は退職予定（5月末日まで）の方

※事業主が給与支払報告書提出時に普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由の略号（普Aから普E）を記入してください。「普通徴収該当理由書」の提出が無い場合や摘要欄への普通徴収該当理由の記載が無い場合、特別徴収として取り扱われますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】市税務課市民税担当（市役所1階）☎32・3821 / FAX 33・3401
Mail:shiminzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp